

イタリア「当座勘定に関する規則」

前 田 庸

I イタリア「当座勘定に関する規則」についての解説

A 各条の見出し

- § 1. ①署名鑑、代理人の署名鑑（当座§14）権限の制限（書面で明記）
 - ②権限の撤回、修正または放棄の銀行に対する効力
 - ③権限の消滅

- § 2. 銀行からの送達方法（銀行§11、当座§15）

- § 3. ①小切手用紙
 - ②小切手等の管理
 - ③未使用小切手用紙の返還（当座§24②）
 - ④自動現金処理による引落としと資金不足
 - ⑤複数口座のうちの1つの口座の資金不足

§ 4 . 第三者振込（当座§ 4）

- ①貸し方記入
- ②小切手等による入金の場合——使用可能になる時期
- ③利息の起算日
- ④見込払いを許容した場合
- ⑤取立が実現しなかった場合
- ⑥類似書類への適用

§ 5 . 信用供与の担保

- ①口座主の権限に属する証書上の担保（銀行§ 4 ②④）
- ②債権の譲渡および証券上の担保
- ③複数取引・複数口座と法定相殺・任意相殺（cf. 伊民§1243、§1252）
- ④複数人名義の口座とそのある者に関する口座・担保

§ 6 . 信用供与の条件

- a) 処分し得る金額の使用、その増加
- b) 確定期限付の場合
- c) 信用供与契約の撤回、その方法（cf. 伊民§1845①③）
- d) 撤回の効果（cf. 伊民§1845②）
- e) 期間経過・撤回後の信用貸、極度額を超える信用貸
- f) 他の信用供与への適用

§ 7. ①差引計算

② 4 半期ごとの口座締切

③利息の決定・複利計算

④口座締切と借方残高に対する利息

⑤貸借取引等の方式

⑥銀行の小切手支払と借方記入の時期

⑦支払われるべき金額の請求、当座勘定取引等の撤回 (cf. 伊民§1833①③)

⑧債務の不可分性

§ 8. ①口座通知書の送付 (伊民§1713)

②口座通知書等のみなし承認 (cf. 伊民§1832①)

③異議の主張期間 (cf. 伊民§1832②)

④証拠

§ 9. 睡眠口座

§10. 外国通貨による当座勘定の場合等

§11. ①裏書担保

②遡求権保全

§12. 共同口座 (1)

- ① 1人に対する通知
- ②代理権、その撤回・修正・放棄
- ③その他の代理権の中断

§13. 共同口座 (2)

- ①別々に取引する権限を有する場合、権限の修正・撤回
- ②マイナス残高についての責任
- ③伊民§190違反の場合

§14. 共同口座 (3)

- ① 1人の死亡の場合の権限行使
- ②異議の通知をした場合

§15. ①口座主の権限消滅の場合

- a) 解除後に振出された小切手
- b) 信用供与の解除の場合
- c) 銀行の相殺の意思の通知

②信用供与の解除の通知と相殺

③法定相殺の場合

④共同口座への適用

§16. 規定の変更

§17. ①口座主からの通知

②第三者の責に帰すべき指示・取引の不履行

§18. ①取引に対する口座主の異議

②取引に対するみなし同意

§19. ①委任の引受

②委任事務の他人による執行（伊民§1717）

③支払・交換の執行方法

④銀行のサービス業務について定められた規則の当然承認

§20. 管轄裁判所

§21. ①拘束期間

②3日前の解除の予告

③解約通知

④報告書の送付

B 内 容

本規則は、イタリア銀行協会の主催のもとにイタリアの銀行によって採用されたものである。

〔第1条〕 本条は、銀行と取引する者について、その署名鑑および権限の制限の届出、ならびに権限の撤回、放棄等の届出の方法に関して規定している。

第1項は、署名鑑、代理人の署名鑑および権限の制限について規定している。すなわち、まず、口座主は、自己の署名鑑および代理人の署名鑑を提出することを要する旨が規定されている。この規定は、わが国の当座勘定規定（以下、「規定」と略す）第14条に相当するものである。さらに、代理人の権限についてなんらかの制限が課されているときは、それについて書面で明記することを要求している。このような規定は、わが国の「規定」にはみられないものである。本規則のもとで、代理権の制限としてどのようなものが想定されているか明らかではないが、たとえば、金額100万円以上の小切手振出の権限を有しないというような制限を想定していると仮定した場合に、これを書面で明記すれば銀行に対して対抗しうるとすると、実務上、銀行側がこれに対応しうるかどうかが、疑問の生ずるところである。なお、イタリア民法の代理に関する規定（第1387条～第1400条）の中には、わが国の表見代理に相当するものが見当らず、無権限で、または権限を超えて代理人として契約をした者に対しては、契約の相手方が損害賠償を請求しうる旨が規定されている（第1398条）が、このことが本規則で上述のような定めをしていることと関係するのではないかという推察も可能かもしれない。

第2項は、権限の撤回、修正またはその放棄について規定する。それらは、銀行に対して書留郵便で指示され、かつ銀行がそのような変更に対応するための合理的期間が経過するまでは、銀行に対して効力が生じない旨を規定している。このような規定も、わが国の「規定」には見られないものである。

第3項は、第2項に定める以外の事由による代理権限の消滅に関して規定している。すなわち、銀行は、法的な方法で通知を受けとるまでは責任を負わない旨を規定する。第2項に定める事由による権限の消滅と、それ以外の事由によるそれとで、銀行に対して効力が生ずるための方法に差異が設けられている理由は明らかでない。

〔第2条〕 本条は、銀行からの通信等の送達方法について規定している。すなわち、それは口座開始時に知らされた宛先、もし口座開始後に書面でそれ以外の宛先が通知されているときはその宛先における口座主に通知される旨を規定している。それは、わが国の銀行取引約定書（以下、「約定書」と略称する）第11条および「規定」第15条に相当するものであって、実質的にはそれらと同じ内容のものといえることができる。

〔第3条〕 本条は、小切手による口座からの引落とし、小切手用紙等について規定している。

第1項は、小切手による銀行口座の引落としについて規定する。すなわち、口座あての小切手による引落とし（処分）は、別段の合意がないときは、銀行が交付した小切手用紙（modull per assegni）によってなされる旨を規定する。わが国の「規定」第8条第1項に相当するものである。なお、口座資金の処分は

小切手によるものに限られるか、いいかえればわが国の「規定」第7条第2項のような制限があるかについては明らかではないが、本条第4項の自動現金処理に関する規定によれば、少なくともそれによる資金処分が認められることは明らかである。

第2項は、小切手等の管理について規定している。すなわち、①口座主は小切手用紙 (modull di assegni) 等の管理および保管の責任を負い、その喪失、盗難またはその不正もしくは濫用的使用による結果について責任を負う旨、②その喪失および盗難はただちに銀行に通知しなければならない旨および③小切手等の郵送は口座主の危険においてなされる旨を規定している。①および②は当然の規定であり、わが国の手形用紙綴り等の表紙に印刷されている「約束手形用法7」、「小切手用法7」等に相当する規定である。③に相当する規定は、わが国には存在しない。

第3項は、当座勘定取引関係の終了の場合の未使用小切手用紙の返還義務について規定しており、わが国の「規定」第24条第2項に相当するものである。

第4項は、自動現金処理による引落としと資金不足との関係について規定する。すなわち、①自動現金処理の方法による引落とし (prelievi a mezzo carta Bancomat) の結果口座資金が不足したときは、小切手の支払をしない旨および、このことは、②イ、その小切手の振出の日付が上述の引落としの時より前のものであっても同様であり、また、ロ、その小切手の呈示が、上述の引落としの前であっても、その小切手の引落としの口座への借方記入がなされる以前にその引落としについて銀行に通知がなされた場合には、同様である旨を規定している。わが国では、第1項について前述したように、当座資金の処分は、小切手以外ではなされないことになっており、したがって自動払戻機 (cash dispenser) によっ

てなされることはないので、本項で直接に規定されているような問題は生じないが、公共料金その他の当座勘定からの支払指定がなされているような場合には同様の問題が生ずると考えられるが、解釈上は同様の結果になるであろう。

第5項は、複数口座を有する場合のその1つの口座の資金不足について規定している。すなわち、顧客が複数の口座を有している場合において、資金が不足している口座に宛てて振出された小切手については、他の口座に資金があっても、その小切手の支払義務を負わない旨を規定している。わが国の「規定」には、これに相当するものは存在しないが、解釈上同様の結果になるであろう。

なお、本条では、第1項から第3項までは小切手用紙に関連する規定であり、第4項および第5項は、資金不足と小切手支払義務の有無に関する規定であって、両者はその性質が異なるにもかかわらず、同一の条文で規定している点は、われわれの感覚からは奇妙に感じられる。

〔第4条〕 本条は第三者振込に関する規定であって、「規定」第4条に相当するものである。

第1項は、顧客を受取人とする第三者からの振込または送金は、別段の通知がないかぎり自動的に当座勘定に貸方記入される旨を規定している。当然の規定であろう。

第2項は、小切手等による入金について規定している。すなわち、手形、小切手等は、確認することの留保 (con riserva di verifica) の上、かつ、相当の目的がある場合を除いて (salvo buon fine) 貸方記入される旨およびこの金額については銀行がその確認または取立を完了するまで、または支店・代理店からその取立の通知を受けるまでは、使用可能なものにならない旨および同じ支

店、代理店宛に振出された小切手が窓口で呈示された場合も同様である旨を規定する。わが国の「規定」第4条と基本的に同様の趣旨のものと解してよいであろう。なお、「相当の目的のある場合を除いて (salvo buon fino)」がどういふことを意味するかは明らかではない。

第3項は、基準日 (la valuta) について規定している。すなわち、貸方記入に適用される基準日は、顧客に対する第2項に規定されている金額の使用を可能とすることなしに、もっぱら利息の起算日を決定する旨を規定する。この基準日の概念に相当するものは、わが国には存在しない。しかし、小切手が交換呈示される場合を例にとると、持出日 (たとえば10月1日) の翌日が交換決済日 (10月2日) とされ、そのまた翌日 (10月3日) の午前11時までに不渡返還がないことを確認した上で処分可能な資金となるが (いずれも取引日だとする)、利息 (わが国では当座預金に利息が付されないので、普通預金への小切手による入金为例にとる必要がある) は、交換決済日 (10月2日) から起算されている。本項でいう基準日とは、この交換決済日に当る概念と解される。わが国では、利息が起算される日と処分可能になる日とが何日も間隔があるということは考えられないが、イタリアでは、全くの個人的な推察であるが、そのような間隔がありうるのかもしれない。フランスにも同様の概念があるようである。基準日は、口座証書または口座抜粋書に示される (本規則第7条第5項)。なお、本規則上、このように基準日について規定がなされているということは、当座預金についても、利息が付されるものと推定される。さらにいえば、このことと第3条第1項および第4項について述べたこととを関連させると、イタリアにおいては、わが国におけるのと異なり、当座預金と普通預金とを明確に区別するというやり方ではなく、両者が結合したものが1つの口座とされてい

るのではないかという推察も可能である。

第4項は、見込払いを許容した場合について規定している。すなわち、銀行が小切手等で振込まれた上記の金額の全部または一部について、①利息が付されるようになった後で、かつ、確認または取立の前にその処分を許容した場合であっても、将来も同様の許容がなされることを意味しない旨、および②確認または取立前にその処分を許容した場合でも、いつでも借方記入する権利を留保する旨を規定する。①は当然のことであって、わが国にはそれに相当する規定は存在しないが、同様の結果になることはいうまでもないであろう。②の趣旨は、見込み払いの場合には、取立が実現しないことが確認されたら、貸方記入が取消されるとともに、見込払いをした金額を貸付金として借方記入をするというものと考えられ、これまた当然の規定であろう。取立が実現しなかった場合の措置については、次に取り上げる第5項にも規定されている。わが国の「規定」では、過振りについて定め、その不足金がある場合には、口座主から当座勘定に受入れ、または振込まれている証券類は不足金と担保として譲受けたものとする旨を規定しているが(同条第5項)、本規則では、担保の関係は第5条で規定されている。

第5項は、小切手等の取立が実現しなかった場合の措置について規定している。すなわち、その場合には、イタリヤ民法第1829条に基づく手段を含む必要な手段を取り、かつ、いかなる時点でも口座に借方記入する権利を留保する旨を規定する。イタリヤ民法第1829条(附I(1))は、第三者に対する債権の口座への受入れに関する規定である。これを小切手による受入れを例としてみると、BがAから小切手の振出を受けた場合には、BがA(これが「第三者」に当る)に対して債権を有することになるから、Bがこの小切手をC銀行に入金し、C

銀行がBからこの小切手を受入れた場合に、この規定が適用されることになる。すなわちこの規定によると、①Aに対する債権のBの口座への受入れは、当事者の反対の意思が明らかでない場合には、「取立安全保証」の約款つきでなされたものと推定され、②その債権が満足されない場合、いいかえればAからの小切手の取立が実現しなかった場合には、C銀行は、イ。さらにその取立のために行動するか(訴権を行使すること等を意味すると解される。③参照)、ロ。それとも、振込をした者Bを元の権利に戻して(小切手をBに返還することを意味すると解される)、口座からその分を消去する(貸方記入を取消すことを意味すると解される)かの選択権を有し、しかも、③債務者(A)に対する訴権を行使して実効を収めなかった後でも、口座からその分を消去することができることになる。

第6項は、上記のことが類似の書類にも適用される旨を規定している。第2項で規定されていることを確認的に規定したものであろう。

〔第5条〕 本条は信用供与の担保および相殺について規定している。

第1項は、口座主の権限に属する証券で銀行に保有されているすべてのものの上の担保権について規定している。すなわち、銀行は、①口座主に対して与えられる信用に関する担保として、②口座主の権限に属するすべての証券で銀行に保有されているものを質に取り、または留置する権利を有する旨を規定する。そして、①被担保債権については、さらに、それが現在のものか将来のものかを問わず、また不確定でまだ請求できないものを含む旨を規定し、②担保の目的物については、それらの証券がいかなる理由で銀行に保有されるようになったかを問わず、また今後保有されることになるものを含む旨を規定してい

る。この規定は、わが国の「約定書」第4条第2項および第4項に相当するものといふことができよう。

第2項（省略）。

第3項は、複数取引および複数口座の場合の法定相殺および任意相殺について規定している。すなわち、銀行と口座主との間に複数の取引が存する場合または同一の口座主により複数の口座が所有されている場合には、①法律によって規定されている相殺の効力が生ずる旨、②イ、銀行は、支払われるべき金額が異なる通貨のものであっても、また必ずしも確定したものでなく、まだ請求できないものであっても相殺をすることができる旨、ロ、この相殺については、事前の通知や方式を要せず、これに対して小切手契約に基づいて異議を述べることができず、ただ、銀行は、口座主に対して、このような手続が適用されたことをただちに通知するものとする旨が規定されている。①は法定相殺について、②は任意相殺について規定したものと考えられる。イタリア民法のもとでは、相殺は法定のそれと任意のそれとに分けられる。法定相殺は、わが国における相殺と異なり、一方の当事者からの意思表示を待つまでもなく、一定の条件をみたした場合には、当然に債権債務の消滅の効果が生ずるものであって（イタリア民法1242条1項、附II）、その条件とは、「一定額の金銭または同種の一定量の代替物をその目的として有し、且つ等しく決済可能であり、また請求可能な2個の債務が生じた場合」である（イタリア民法第1243条第1項（附II）。なお同条第2項参照）。これに対して、任意の相殺はこのような条件がみたされていない場合でも、当事者の意思によって行うことができるものであって（イタリア民法第1252条第1項（附II））、当事者は予めこのような相殺の諸条件を定めることもできる（イタリア民法第1252条第2項（附II））。前述の②は、こ

のような定めとすることができる。

法定相殺の条件は、わが国における相殺適状とほぼ同様のものと理解してよいと考えられるが、任意相殺が許されていることによって、相殺の許される範囲が非常に広がっているといえることができる。わが国で盛んに論じられている差押と相殺との関係がイタリアにおいてはどうなるか、興味がそそられるところである。

第4項は、複数人名義の口座とそのある者に関する口座および担保について規定している。すなわち、口座が複数人名義になっている場合に、銀行はその口座の債権全額に達するまで、そのある者に関する口座および担保に関して、上述の権利を行使する権利を留保する旨を規定する。この規定によれば、たとえば、口座がAおよびBの共同名義(共同口座については第12条～第14条参照)になっている場合に、①Aが別に口座を有しているときは、同一の口座主により複数の口座が所有されている場合として、第3項による相殺が可能であり、②Aの権限に属する証券が銀行に保有されているときは、第1項によりこれをAB名義の口座の担保として取扱うことができることになる。わが国には、このような規定は存在しない。

〔第6条〕 本条は信用供与の条件について規定している。

本条は信用供与の条件を次のように列挙している。すなわち、a. 口座主はその処分しうる金額の全部または一部を使用することができ、かつ、その後の入金によって利用しうる金額を補うことができる旨、b. 信用供与が確定期限付の場合には、期限の到来とともに、請求を待つまでもなく、元金、利息、費用等の支払債務を負う旨、c. ①銀行は、信用供与を、いつでも、たんに口頭の通

知だけで、しかもそれが確定期限でなされた場合にも、撤回し、またはその額を減らし、もしくはそれを中断することができる旨、この場合には、支払われるべき全額につき口座主に対して1日を下らない前に書留郵便による通知がなされる旨および③顧客もまた支払うべき全額を支払うことによって信用供与契約を終了させることができる旨、d. いずれの場合にもそれまで利用可能であった信用供与が即座に中止される旨、ならびにe. 定められた期限の経過後、または信用供与の撤回の通知後に銀行が信用貸をしたにしても、それはかつて与えられた額についての信用供与の再開を意味するものではなく、かつ、信用供与の極度額を超えて信用貸がなされたとしても、そのことはその極度額の増加を意味するものではない旨ならびにf. c. およびd.の規定は銀行から口座主に与えられるいかなる形式の信用供与にも適用される旨が規定されている。

a. およびb. は当然の規定であろう。c. ①、②は、当座貸越に関するイタリヤ民法第1845条(附II)と関連する規定と考えられる。すなわち、まず、同条1項は、「反対の特約ある場合を除き、銀行は期限到来前は、正当の理由がない限り、契約を解消することができない」と規定するが、c. ③は、確定期限付のものでも、いつでも撤回できる旨を規定しており、これは、前述の規定の「反対の特約」に相当するものと考えられる。また、同条第2項は、「契約の解消は、直ちに与信の利用を停止させるが、しかし銀行は利用された金額およびそれと関連する従たるものの返還については少なくとも15日の期限を付与することを要する」と規定するが、これとc. ②との関係が問題になる。c. ②は前述のように、信用供与の撤回等の場合に、支払われるべき金額につき1日を下らない前に書留郵便による通知をする旨を規定するが、その通知がなされてから1日を経過すれば支払期限が到来するという趣旨だとすると、第1845条第2項には

別段の合意がある場合を除く旨の定めがない以上、同規定に違反することになるのではないかと考えられる。c. ③は当然のことであろう。d. はイタリヤ民法第1845条第2項にも同趣旨の規定がなされており、当然のことであろう。e. も当然のことと考えられる。f. については、c. およびd. について述べたことがそのまま妥当する。

〔第7条〕 本条は、計算の締切り、利息、基準日等に関して規定している。

第1項は、計算の目的のために、通常は、毎年12月末日に口座を差引計算し、その日を決算の基準日とし (con valuta data di regolamenats)、利息、手数料、郵便・電話料、その他の口座維持、決算のための費用を報告する (portando in conto) ものとする規定する。第2項は、ときどきマイナスになる口座は、通常の方法で、3月末、6月末、9月末および12月末の4半期ごとに締切られる旨を規定する。第1項は年1回の決済、第2項は年4回決済とされているが、その違いは、マイナスになることがある口座か(第2項)、そうでない口座か(第1項)の違いによるのかどうか、この区別が明らかでない。なお、わが当座勘定貸越約定書においては、利息の支払いについて、「貴行所定の時期および方法によって計算」する旨が規定されており(同条1項)、少なくとも約定書上、その時期を明定していない点で、本規則と差異がある。

第3項は、貸越利息の決定および複利計算について規定している。すなわち、口座主から銀行に支払われるべき利息は、別段の合意がないかぎり、その地における銀行の通常の実務の状況 (alle condizioni praticate usualmente dalle Aziende di credito sulla piazza) で決定され、同じ方法で複利計算される旨を規定する。ここでは、利息の割合が具体的に指定されておらず、またどの程

度の期間で複利計算されるかについても定められていない点が問題になると考えられる。ちなみにわが国の当座勘定貸越約定書においては、利息、損害金の割合が「年 %」と記載されることになっており、その引落とし等の方法が具体的に規定されていることが参考になる。

第4項は、借方口座で締切られたときは、それが決済されるまでは、利息が付される旨を定めたものであって、当然の規定である。

第5項は、貸借取引等の方式および基準日の示し方について規定している。すなわち、貸借取引は、口座主と合意された方式に従って、またはその地における銀行の通常の業務の方式に基づいてなされ、基準日 (le valute) は口座証書 (documenti contabili) または口座通知書 (estratti conto) に示される旨を規定する。基準日の意義については、本規則第4条第3項の説明を参照。

第6項は、口座主が振出した小切手の支払と借方記入の時期との関係について規定している。すなわち、銀行により支払われる小切手は、①先日付小切手以外の小切手については、その発行の基準日 (con valuta data di emissione) から口座主の口座に借方記入され、②先日付小切手については、イ. 銀行の店頭で呈示された場合には支払の基準日 (con valuta data di pagamento) から、ロ. 他の銀行を通じて呈示された場合には交換の基準日 (con valuta data di negoziazione, from the date of clearance) から借方記入されると規定する。

①の場合の発行の基準日の意味は明らかでないが、②の場合と比較しながら推察すると、しかも、それ以外に考えようがないことからいって、小切手の振出の日付を意味するのではないかと考えられる。いずれにしても、②の場合を除いて、支払の日ではなく、発行の日を基準として借方記入されるという点は、わが国とは大いに異なるところといわなければならない。

②の場合には、小切手が支払のために呈示された時点では、まだ小切手に記載された振出の日は到来しておらず、振出の日付を基準として借方記入をするわけにはいかないから、①の場合と区別して、イ、支払の日または交換日を基準とする旨を規定していることは、理解しうるところである。

第7項は、支払われるべき金額の請求および当座勘定取引等の撤回について規定している。すなわち、別段の合意がないかぎり、それぞれの当事者は、①支払われるべき金額の即座の決済を請求し、または②1日の通知期間において当座勘定取引契約およびそれに付随する小切手契約を撤回することができる旨を規定する。②については、イタリア民法第1833条第1項(附II)との関係が問題になると考えられる。それは、当座勘定契約が期間の定めのないものである場合について、「各当事者は、少なくとも10日前に予め通知して、勘定の各閉鎖ごとに契約を解消することができる」旨を規定しており、それについては別段の定めによって例外を認める旨の明文の規定はない。したがって、前述の②の定め効力が認められると解するためには、この規定を任意規定と解する必要があることになろう。

第8項は、口座主の銀行に対する債務が不可分である旨を定める。

〔第8条〕 本条は、口座通知書 (estratti conto) の送付とその効果について規定している。

第1項は、口座通知書の送付について規定している。すなわち、口座通知書はイタリア民法第1713条に規定された要件に従って、各残高締切日後30日以内に銀行から口座主に送付される旨を規定する。イタリア民法第1713条第1項(附I(2))は、「受任者は委任者にその事務の計算を報告」する旨を規定してい

るが、本規則第8条第1項はその報告の時期を明確にする意味を有することになる。

第2項は、口座通知書のみなし承認について規定している。すなわち、口座主から銀行に対する明確な異議が書面で送達されないかぎり、口座通知書の発送の日から40日（それに送達のために必要な合理的期間が加算される）後に、口座主は通知書を留保なしに承認したものとみなされ、口座を構成する個々の項目に同意したものとみなされる旨を規定する。この規定は、イタリヤ民法第1832条第1項（附II）と関連する。それは、「当座勘定の当事者の一方から、他方に送付された決算書は、約定の期間内もしくは慣習上の期間内に、またそうでない場合には四囲の事情により相当と思われる期間内に、異議の申立のないときは、承認されたものと解される」と規定しているが、本規則第8条第2項は、上述の「約定の期間」として、40日に送達のために必要な合理的期間（この送達は異議の送達を意味すると解される）を加算した期間を定めたものと解される。

第3項は、異議の主張期間について規定している。すなわち、記載もしくは計算の誤謬または記載の脱漏もしくは重複の場合には、口座主は、口座報告書の発送の日から6ヵ月以内に適切に異議を申し立てなければ異議を主張できなくなり、この場合には、銀行も同じ原因による不当な貸方記入について、それにつき通常の時効期間が経過するまでは、返還請求をすることができる旨を規定する。この規定は、イタリヤ民法第1832条第2項と関連する。それは、「勘定の承認は、記入または計算の誤りまたは二重記入によりこれを否認する権利を阻害しない。否認は書留郵便の方法をもって送付されるべき、勘定閉鎖の清算に関する決算書の受領の日から6ヵ月内に提起されることを要し、そうでなけ

れば失権する」と規定しており、本規則第8条第3項は、これを確認的に規定したものと考えられる。

もつとも、このように口座報告書の発送後も6ヵ月間は記載・計算の誤謬または記載の脱漏・重複について、異議を述べることができるとすると、本規則第8条第2項の口座通知書のみなし承認に関する規定がどのような意味を有するか、必ずしも明確でないということが問題になる。このことは、わが国の交互計算に関する商法第532条の規定とも関連する。同条は、①当事者が計算書を承認したときはその各項目について異議を述べるができないが、②錯誤または脱漏がある場合はこの限りでないと規定している。この②について、それは残額債権自体を争うのではなく、計算外における不当利得返還請求権が認められる趣旨だと解されている。本規則第8条第2項と同条第3項との関係も、これと同様に解することも可能かもしれない。ただ、これらの本規則の規定またはイタリヤ民法第1832条第2項がわが国の商法第532条と基本的に異なるのは、前者においては、記載・計算の誤謬または記載の脱漏・重複について、口座通知書発送後6ヵ月が経過すれば、異議を述べるができなくなるのに対して、わが国では、少なくとも錯誤または脱漏については、そのような制限がないということである。なお、わが国ではかつては定期的に口座通知書が発送されていたが、現在はこれをやめて、照会があった場合に報告することになっている（「規定」第21条）。

第4項は、銀行の有する帳簿等の証拠能力について規定している。すなわち、銀行の帳簿および口座証書は、口座主に対する関係で完全な証拠として取扱われ、この関係には、自動現金カードに関する規定第8条第1項によるそのカードを通じての引落しが含まれると規定する。

〔第9条〕 本条は睡眠口座について規定している。すなわち、1年間睡眠口座になっており、その債権残高が100,000リラ以下であるときは、利息が付されず、それについて通知書も送付しないことができる旨を規定する。この規定から、当座勘定口座には原則としては利息が付されることが明らかである。

〔第10条〕 本条は、外国通貨による当座勘定等の取扱いについて規定している。すなわち、外国通貨による当座勘定の場合および委託された為替の譲渡 (*cessioni di cambio a consegna*) のためには、①口座主に対して、その通貨が法定通貨になっている国の銀行に対する関係において、口座主が、同一の価値を有する金額を、イ. 口座主が処分できるようにするか、またはロ. 銀行の選択により、口座主が同一の銀行に宛てた小切手で処分できるようにする義務のみを負う旨および②口座主が不可抗力により、もしくは偶然に、またはイタリアもしくは外国の当局の行為により、あるいは銀行の責に帰すべからざる原因により生じた義務、制限または負担の危険を負担する旨を規定する。

〔第11条〕 本条は、手形・小切手の譲渡人の償還義務ないし償還請求のための資格および証拠の資料の提出等について規定していると思われる。

〔第12条〕 本条から第14条までは共同口座について規定している。わが国の「規定」には、共同口座を想定した定めは存在しない。イタリアで、このように共同口座に関する規定が設けられているのは、その夫婦財産制によると推察することもできるかもしれない(本規則第13条第3項、イタリア民法第190条参照。附I(3))。

第1項は、この場合の銀行からの通知について規定している。すなわち、共同口座については、別段の合意がないかぎり、連絡、通知および口座報告書の送付は、共同口座主の1人にすればよく、それによって他の共同口座主に対する関係でも効力が生ずる旨を規定する。わが国において、共同代表の定めがある場合に、その1人に対する意思表示によって会社に効力が生ずる旨の定めがあるが（商法第261条第3項、第39条第1項）、本規則第12条第1項は、それと軌を一にするものということができるであろう。

第2項は、他の共同口座主を代理して行為する権限およびその撤回、修正および放棄について規定している。すなわち、①他の共同口座主を代理して行為する権限を与えられる者は、全員から書面により指名されなければならない、②その権限の撤回は、共同口座主の1人であることができるが、③その修正は全員でしなければならない、かつ、④このような代理権の撤回、修正または放棄については、本規則第1条第2項が適用される旨を規定する。

本項は、原則としては、他の口座主を代理して行為をする権限が与えられない場合には、共同口座主が全員で行為しなければならないことを前提としていると考えられる（なお、本規則第13条に規定する場合参照）。このことを前提とすると、①その1人だけで行為する権限は、他の全員の書面による同意によって与えられなければならないこと、②その権限の撤回は他の共同口座主の1人だけであることができることは、当然であると考えられる。③権限の修正とは、①の権限授与に当って、一定の制限を付していた場合にその制限をはずし、あるいはあらたに制限を付することも含まれることから、他の共同口座主全員の同意を要するものとしたのではないかと考えられる。④本規則第1条第2項は、当座勘定口座主から与えられた代理権の撤回または放棄について一般的に、銀

行に対して書留郵便で指示され、かつ、銀行がそのような変更に対応するための合理的期間が経過するまでは効力が生じない旨を規定しているが、共同口座の代理権の撤回、修正または放棄について、この規定が適用されるのは当然であろう。

第3項は、代理権の第2項に定める以外の事由による中断 (cessazione) について規定している。すなわち①代理権の第2項に定める以外の中断の理由がある場合には、それがたんに共同口座主の1人に関するものであるときにも効力が生ずる旨、および②この場合に本規則第1条第3項の規定が適用される旨を規定する。本項は、一般の場合の代理権の撤回または放棄以外の消滅に関する本規則第1条第3項に相当するものであり、同条項を適用するものとしていることは当然であろう。

〔第13条〕 本条は、共同口座主が別々に権限を行使しうる共同口座に関する規定である。

第1項は、共同口座主が別々に取引をする権限を有する場合の取扱いおよびその権限の修正・撤回について規定している。すなわち、①このような共同口座にあっては、共同口座主がそれぞれ別々に口座資金を処分することができ、その場合には、銀行は他の共同口座主に対する関係でも免責される旨、および②このような権限の修正または撤回は、銀行がすべての口座主からの書面による指示を受取った場合にのみ有効である旨を規定する。①は、たとえば、夫と妻の双方が別々に取引する権限を有する共同口座の場合には、その一方（夫）がした資金の処分は、その他方（妻）に対する関係でも免責されるというものであり、当然のことを定めたものであろう。また、②は、このような口座の場

合に、その権限を修正または撤回すること、たとえば、前述の例で、妻の処分権限を撤回することは、夫と妻の両方からの書面による指示を必要とする旨を規定したものであり、これまた当然の規定であろう。

第2項は、このような口座の場合のマイナスの残高の責任関係について規定する。すなわち、すべての口座主は、マイナスの残高について、それが共同口座主の1人の行為によって生じたものであっても、銀行に対して連帯して責任を負う旨を規定する。これは、前述の例のように、夫と妻がそれぞれ取引をする権限を有する共同口座において、夫の取引により生じたマイナスの残高は、夫と妻が連帯責任を負う旨の定めである。

第3項は、イタリア民法第190条に違反した場合の規定である。イタリア民法第190条は、「嫁資の譲渡の無効」に関するものである（附I（3））。

〔第14条〕 本条は、前条で定める共同口座（口座主が別々に権限を行使する口座）の場合の共同口座主の1人の死亡または能力喪失の場合について規定する。

第1項は、この場合の権限の行使方法について規定する。すなわち、①その場合には、残りの口座主が別々に資金を処分する権限を有し、②イ．死亡した共同口座主の権限はその相続人が保有し（相続人は共同で権限を行使しなければならない）、ロ．無能力者の権限は法定代理人が保有することになる。

第2項は、第1項の場合において、1人が異議を述べた場合の取扱いについて規定する。すなわち、この場合には、銀行は、すべての取引につきすべての口座主ならびに相続人および無能力者の法定代理人の共同によることを求めなければならない旨を規定する。本来の共同口座主の他に、その1人の相続人な

いし法定代理人が資金を処分しうる者として加入してくると、人的信頼関係に変化が生ずる可能性があることを考慮した規定であろう。

〔第15条〕 本条は、口座主の権限消滅の場合、信用供与の解除の場合等の取扱いについて規定する。

第1項は、口座主の資金処分権限が消滅した場合の口座主の振出した小切手の取扱い等について規定する。

a) 当座勘定契約またはそれに付随する小切手契約の解除の場合——解除が口座主からなされたものであろうと銀行からなされたものであろうとを問わない——には、解除の効力が生じた日より後の日付で振出された小切手については、銀行が支払義務（本規則第7条第6項によって規定されている）を負わない。この解除は、第1条および第2条に規定されている通知、送達等によって生ずるものと考えられる。先日付小切手の場合には、解除の効力発生後の日付で、その効力発生前に振出されることもありうるが、この規定によれば、そのようなものについても、銀行は支払義務を負わないことになる。

b) 銀行が信用供与を解除した場合には、口座主は、その通知を受取る前に発行した小切手で、まだ呈示されておらず、かつ、呈示期間が経過していないものの支払に必要な資金をただちに提供しなければならない。銀行の信用供与の解除は、本規則第6条c) およびd) に規定されている。本号は、解除の通知を受取る前の日付で振出された小切手で、まだ呈示期間が経過していないものについては、口座主がその支払資金を提供すれば、銀行が支払義務を負うことを前提としているものと考えられる。なお、本項a号は、振出の日付が解除後のものを問題にしているのに対して、本号は、振出の日付ではなく、振出自

体が解除前のものを問題としているが、銀行にとって振出自体の時点を知ることとは不可能であり、解釈上は、振出の日付を基準とするほかないであろう。解除の通知を受取った後の日付で振出された小切手については、本項 a) により、銀行は支払義務を負わないので、口座主には資金提供義務が課せられないと解される。呈示期間経過後の小切手についても同様である。

c) 銀行は、未確定でまだ請求できない債権を受働債権として相殺する意思を有している場合には、口座主が振出した小切手で、口座主が銀行から相殺の意思の通知を受取った日より後の日付のものについては、相殺によって口座で処分しうる資金が不足するようになる限度では支払義務を負わない。この相殺は、本規則第 5 条第 3 項後段で規定する任意の相殺を指すものと考えられる。銀行が口座主にこの相殺の意思を通知したときは、その相殺によって消滅すべき債権額は口座主の処分しうる資金でなくなり、したがって、口座主がその通知を受取った日より後の日付で振出した小切手については、銀行は、その額を控除した残額の限度でのみ支払義務を負う旨を規定したものと考えられる。

第 2 項は、銀行が信用供与を解除した場合の相殺の効力発生時期と、その効力発生前の日付で小切手が振出された場合の支払資金について規定する。すなわち、銀行が第 6 条 c) によって信用供与を解除する通知をした場合には、相殺は解除の通知が口座主によって受取られた時点で効力が生じ、この場合には、口座主は、その通知を受取る以前に振出された小切手で呈示期間を経過していないものの支払に必要な資金であって相殺によって不足する額を、ただちに口座に入金しなければならない旨を規定する。本項は、第 1 項 b 号と同様の場面において、銀行のする任意の相殺の効力が発生する場合について、口座主に対して、相殺によって不足する支払資金の提供義務を課する趣旨の規定であると

考えられる。なお、本号でも振出自体の時点を問題にしており、解釈上、振出の日付を基準とするほかないことは、第1項b号の場合と同様である。

第3項は、法定相続の場合にも口座主が同様の義務（第2項に規定されている義務と考えられる）を負う旨を規定する。

第4項は、本条の規定が共同口座にも適用される旨を規定する。したがって、第2項の支払資金の入金の義務は、共同口座の場合には、各共同口座主が負うものと解される。

〔第16条〕 本条は、当座勘定に関する規定の変更、その通知方法およびその効力の発生について規定する。すなわち、本条前段は、銀行はいつでも当座勘定に関する規定を変更することができる旨を規定し、後段は、これに関する通知について、①銀行が口座主から銀行に登録されている最後の住所にあって普通郵便によってなされるか、または②銀行の店舗内における掲示もしくは地方紙による公告によってなされ、その効力は、これらの通知または掲示に記された効力発生日に生ずる旨を規定する。

〔第17条〕 本条は口座主からの通知の誤謬等の場合の危険負担および銀行の責に帰すべからざる事由等による口座主の指示等の不履行の結果等について規定する。

第1項は、口座主からの通知は、その誤謬、不着および遅延から生ずる結果に関し、口座主の危険においてなされる旨を規定する。

第2項は、指示または取引が第三者に帰すべき事由または銀行の責に帰すべからざる事由によって履行されなかった場合には、銀行は責任を負わない旨を

規定する。

いずれも当然の規定と考えられる。

〔第18条〕 本条は、口座主の口座に関する銀行によってなされた取引に対する異議の方法およびその取引に対するみなし同意について規定する。

第1項は、口座主の口座に関して銀行によってなされた取引に対する異議は、その取引に関してなされた通知を入手したら、その入手した通知と同じ方法で、手紙または電報で入手したなら、それぞれ手紙または電報で、なされなければならない旨を規定する。口座通知書に対する異議については、第8条に規定されているが、本条で取扱っている異議は、口座主の口座に関してなされた取引自体に関するものである点で、第8条で取扱っている異議と異なるものと考えられる。

第2項は、異議の手紙または電報が到達するのに通常必要な期間が経過したときは、銀行によってなされた取引は同意されたものと認められる旨を規定する。口座通知書に対するみなし承認については、第8条第2項で規定され、ここでは、みなし承認の期間とに、口座通知書の発送の日から40日（それに送達のための合理的期間が加算される）間異議の書面が送達されないことというように具体的な期間が示されているが、本項では、異議の手紙または電報が到達するのに通常必要な期間が経過したときというように、具体的な期間が示されていない点が注目される。

〔第19条〕 本条は、銀行が口座主からなされた委任に関連して規定する。

第1項は、銀行が口座主から委任された事務を引受けるかどうかを決定する

権限を有する旨を規定する。当然の規定であろう。もっとも、ここで言及されている委任がどのような種類のものを想定しているか明らかでない。

第2項は、口座主によってなされた委任に関し、銀行は、イタリア民法第1717条(附I(4))に基づき、銀行自身の提携先——必ずしも銀行とは限られない——に対して、自分に代って事務を執行させることができる旨を規定する。イタリア民法第1717条は、第1項で、委任の実行において、許可されることなく、またはその任務の性質上必要としないのに、他の者をして自分に代わらしめた受任者は、その代行者のした仕事について責に任ずる旨、第2項で、委任者が人を指示することなく代行を許可した場合には、受任者はただその選任について過失がある場合にのみ責に任ずる旨、第3項で、受任者は代行者にした指図について責に任ずる旨、第4項で、委任者は受任者を代行した者に対して直接に行動することができる旨を規定している。規則第19条第2項は、このイタリア民法第1717条を前提として、委任事務の代行者による執行を許容したものである。この規定によって、イタリア民法第1717条2項にいう人を指示しない代行者の許容がなされていることになり、したがって、銀行は、代行者の選任についてのみ責任を負えばよいことになる。もっとも、銀行が代行者に指図をした場合には、イタリア民法第1717条第3項により、その指図について責任を負うことになる。日本民法には、委任の代行については規定がないが、代理人による復代理人の選任について規定があり(第104条、第105条、第107条)、本人の許諾を得たとき、またはやむをえない場合でなければ復代理人を選任しえない旨(第104条)——イタリア民法第1717条第1項に相当するものと考えられる——、代理人を選任したときは選任および監督について責任を負う旨(第105条第2項)——イタリア民法第1717条第2項に相当するが、日本民法では、たん

に選任についてだけでなく、監督についても代理人が責任を負う点が異なると思われる——、代理人が本人の指名に従って復代理人を選任したときはその不適任または不誠実なことを知って本人に通知または解任することを怠った場合でなければ責任を負わない旨（第105条第2項）——イタリヤ民法第1717条第2項の解釈上、委任者が人を指示して代行を許可した場合には、代行者の選任について代理人が責任を負わないと解されるが、この場合に相当する規定と考えられる——ならびに復代理人はその権限内の行為につき本人を代表する旨および復代理人は本人および第三者に対して代理人と同一の権利義務を有する旨（第107条）——イタリヤ民法第1717条第4項に相当する規定と考えられる——を規定しており、イタリヤ民法とほぼ同趣旨の内容のものと考えられる。

第3項は、支払または交換の執行方法について規定する。すなわち、支払または手形交換の方法は、口座主からの特定の指示がない場合には、銀行が属する協会のその分野で使用する手続に従い、銀行が決定する旨を規定する。おそらく、わが国の手形交換所規則に相当するものに基づいて執行する旨を規定したものであろう。わが国の当座勘定規定第25条は、当座勘定取引については、当座勘定規定の各条のほか、手形交換所の規則によって処理する旨を規定しているが、本項はこれと同趣旨の規定と考えられる。

第4項は、銀行のサービス業務の規則・条件の当然承認について規定する。すなわち、銀行のサービス業務については、口座主は、そのサービス業務（手形および証券の取立、証書による信用供与、利札および債券の取立、保管および債券の保護預り等）について決められた規則および条件を当然に承認したものとみなされる旨を規定する。

〔第20条〕 本条は紛争の管轄裁判所およびその関係の費用等の負担について規定する。

第1項は、管轄裁判所について、当座勘定その他のいかなる関係のものであれ、顧客と銀行との間に生ずる紛争については、その関係が生じた本店・支店のある地の管轄裁判所が権限を有する旨を規定する。わが国の銀行取引約定書第14条は、合意管轄について、この約定に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合に、貴行本店または貴行〇〇支店(〇〇はブランクになっているが、取引先支店が補充されることを予定しているものであろう)の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所にするに合意する旨を規定している。本規則第20条第1項の規定は、これと類似している。わが国の規定では、本店と当該支店との選択の余地を認めているのに対して、本規則では、紛争が生じた店舗のある地の管轄裁判所に限定している点に差異があると考えられる。

第2項は、第1項の関係およびこの文書の使用に要する費用および税金は顧客が負担する旨を規定する。この文書に要する費用とはどのようなものか、税金とはどのような種類のものか(わが国における印紙税に相当するものか)等が不明である。

〔第21条〕 本条は確定期限の当座勘定取引について規定しているようである。

II 当座勘定および関連業務に適用される規則（イタリア銀行協会の後援のもとにイタリアの銀行によって採用されたもの）（仮訳）

〔第1条〕 当座勘定口座主は、自己の署名鑑 (specimen) および自己の代理人として銀行と取引する権限を与えられた者の署名鑑を銀行に提出し、かつ、この権限のある者についてなんらかの制限が課されているときはそれについて書面で明記することを要する。

② かかる権限のある者に授与された権限の撤回もしくはなんらかの修正またはこの者のかかる権限の放棄は、たとえ、それが法律の規定に拠って正式に (duly) 宣言され、かつ、公示されている (publish) 場合、またはその他の方法で一般的に知られている場合であっても、銀行に対して書留郵便 (a registered letter) の方法で書面によって指示され、かつ、銀行からそのような変更に対応する (effect) ための合理的な期間が経過するまでは、銀行に対して効力を生じない。

③ 第2項に定める以外の理由で、権限を与えられた者の権限が消滅した場合でも、銀行は、相当な (proper) 法的方法 (channel) で通知を受け取るまでは、いかなる責任も課せられない。

〔第2条〕 銀行からの通信、計算書、通知、宣言 (declaration) および連絡の送達は、口座開始後に書面で通知されないかぎり、口座開始時に知らされた宛先における口座主になされる。

〔第3条〕 銀行口座あての小切手による引落 (cheque withdrawal on an account with the Bank) は、別段の合意がないときは、銀行が費用の償還と引換えに交付した小切手用紙によってなされる。

② 口座主は、小切手用紙および関連する請求書 (request forms) の管理および保管 (the care and custody) の責めを負い、その喪失、盗難またはその不正もしくは濫用的使用によって生じた結果について責任を負う。この小切手の喪失または盗難は、直ちに銀行に通知しなければならない。小切手用紙の郵送は、口座主の危険においてなされる。

③ 当座勘定取引関係が終了した場合には、未使用の小切手用紙は、銀行に返還されるものとする。

④ 自動現金処理 (an automatic cash-point) の方法により、その施設に関する規則に従って現金が引出され、その引出しの結果、口座が資金不足になったときは、銀行は、支払のために呈示された小切手の支払をしない。このことは、小切手はその引出しの時期より前の日付のものであった場合でも、また、その小切手の受取また呈示後で、しかし口座に借方記入をする以前にその引出しについて銀行に通知がなされた場合であっても、同様である。

⑤ 顧客が複数の口座を有している場合においては、銀行は、資金が不足している口座にあてて振出された小切手については、口座主の他の口座に資金があっても、支払う義務を負わない。

〔第4条〕 別段の通知がない場合には、顧客を受取人とする第三者からの振込または送金 (tutti bonifici e le rineesse) は、自動的に当座勘定に貸方記入される。

② 銀行小切手、為替(vaglia)その他の類似の証書に表示されている金額は、確認(verifica)の上で、相当の目的(buon fine)のある場合を除いて、貸方記入されるが——このことは同じ支店、代理店(stessa difendenza decreditant)宛に振出された銀行小切手が窓口で呈示された場合にも妥当する——、上記の金額については、銀行がその確認または取立を完了し、支店・代理店からその取立の通知を受けるまでは使用可能なものにならない。

③ 関係する貸方記入に適用される基準日(la valuta)は、顧客に対する上記金額の使用を可能とすることなしに、もっぱら利息の起算日を決定する。

④ 銀行が上記の金額の全額または一部につき、その取立がなされる前に、しかも、その金額につき利息が付されることになってから、それを処分することを許容したとしても、そのことは、同様の許容が将来においてもなされることを意味しない。銀行は、これらの金額につき、確認または取立がなされる以前に、口座主にその金額につき事前に処分することを許容した場合であっても、いつでも借方記入する権利を留保する。

⑤ 銀行は、取立が実現しなかった場合には、イタリア民法第1829条(1)にもとづく手段を含む必要な手段を取り、かつ、いかなる時点でも口座に借方記入する権利を留保する。

⑥ 上記のことは、確認の上で、相当の目的がある場合を除いて貸方記入される為替手形、受取証(receipts)および類似の書類にも同じように適用される。

〔第5条〕 銀行は、口座主に対して与えられる信用(credito)——それが現在のものであっても将来のものであっても(presento o futuro, current or due)、また不確定でまだ請求できないものであっても(anche se non liquido

ed esigibile ed anchese cambiario, if not due but payable on demand) — に関する担保として、口座主の権限に属する (pertinenza) すべての証券 (titolo o valori) で銀行に保有されているもの——いかなる理由で保有されるようになったかを問わず、今後保有されることになるものを含む——に関して、これを質に取り (pegno)、または留置する権利を有する。

② とくに、債権の譲渡および銀行のために設けられた証券上の担保 (garanzie pignoratizi & quqisiasi titolo) は、その全額につき、銀行のためにその者に対する債権——いかなる時点で生じたかを問わず、それが未確定でまだ請求できないものを含む——の担保としての効力を有する。

③ 銀行と口座主との間に複数の取引関係が存する場合、または同一の口座主により複数の口座 (その性質いかんを問わず、預金口座を含む) が所有されている——それがイタリアの内外を問わず他の支店において保有されているものを含む——場合にも、法律によって規定されている相殺の効力が生ずる。銀行は、たとえ、支払われるべき金額が異なる通貨のものであっても、また必ずしも確定したものでなく、まだ請求することができないものであっても、相殺をすることができる。この相殺については、事前の通知または適当な方式を要せず——これに対して、小切手契約にもとづいては、何ら異議を提起することができない——、ただ、銀行は、口座主に対して、このような手続が適用されていることを直ちに通知するものとする。

④ 口座が複数人の名義になっている場合には、銀行は、その口座の債権全額に達するまで、そのある者に関する口座および担保に関して、上述の権利を行使する権利を留保する。

〔第6条〕 銀行の口座主に対してなされる信用の供与は、次の条件に服する。

a) 口座主は、その処分し得る金額の全部または一部を使用することができ、かつ、その後の入金 (successivi versamenti) によって、利用し得る金額を増加させることができる。

b) 信用供与が確定期限付である場合には、口座主は、その期限の満了とともに、銀行の明示の請求を待つまでもなく、その者が負っている元金、利息、費用 (spese)、税金 (impose, tasso) その他の付随費用を支払う義務を負う。

c) 銀行は、信用供与を、いつでも、たんに口頭の通知だけで、しかも、それが確定期限付でなされた場合であっても、撤回し、または、その額を減らし、もしくはそれを中断することができる。この場合には、支払われるべき金額につき、口座主に対して1日を下らない前に書留郵便による通知がなされるものとする。顧客(client)もまた、支払うべき全額を支払うことによって、同様に、信用供与契約を終了させることができる。

d) いずれの場合にも、それまで利用可能であった信用供与は即座に中止される。

e) 定められた期限の経過後、または信用供与の撤回の通知後に銀行が信用貸をしたとしても、そのことは、かつて与えられた額についても信用供与の再開を意味するものではない。

信用供与の極度額を超えて信用貸(scoperto)がなされたとしても、そのことはその極度額の増加を意味するものではない。

f) (c)および(d)の規定は、銀行から口座主に与えられたいかなる形式の信用供与についても適用される。

〔第7条〕 計算の目的のために、通常は、毎年12月末日に口座を差引計算し、差引計算の日を基準日として (con valuta data di regolamento)、利息、手数料、郵便・電話料その他の付随費用、口座の維持：決算の費用その他の関連手数料を報告するものとする。

② 間歇的にマイナスになる口座は、通常の方法で、3月末、6月末、9月末および12月末の4半期ごとに締切られ、締切り基準日までの口座主から支払われるべき利息が付され、年末には、前項の規定に従い、銀行が負っている利息を貸方記入し、法の規定による税金を控除するものとする。

③ 口座主から銀行に支払われるべき利息は、別段の合意がないかぎり、その地における銀行の通常の実務の状況で決定され、同じ方法で複利計算される。

④ なんらかの理由で、借方口座残高で締切られたときは、それが決済されるまでは、その額につき約束手形が振り出された場合であっても、利息が継続して付され、第2項および第3項に定められた方法で計算される。

⑤ 貸借取引は、口座主と合意された方式に従って、またはその地における銀行の通常の方法の方式にもとづいてなされ、基準日 (valuta) は、口座証書または口座抜粋書に示される。同様の原則は、信用貸の極度や口座手数料にも適用される。

⑥ 銀行によって支払われる小切手は、その発行の基準日 (valuta data) から口座主の口座に借方記入される。ただし、先日付小切手については、銀行の店頭で呈示された場合には支払の基準日から (con valuta data di pagamento)、他の銀行を通じて呈示された場合には交換の基準日 (negozi-azione) から借方記入される。

⑦ 別段の合意がないかぎり、信用供与その他の融資 (accomodation) の供

与に関する前条に定められた規定に従い、それぞれの当事者は、金額のいかんを問わず、支払われるべき全額の即座の決済を請求し、1日の通知期間において当座勘定取引およびそれに付随する小切手契約 (inerento convenzione) を撤回する (recedere) ことができる。

⑧ 口座主の銀行に対する債務、とくに信用供与に関するものは、不可分のものと認められ、このことは、いかなる理由によるにせよ、口座主の権利を承継した者についても、同様である。

〔第8条〕 口座通知書 (抜粋書 estratti conto) は、イタリア民法第1713条(2)に規定された要件に従って、各残高締切日後30日以内に銀行から口座主に送付される。

② 口座主から銀行に対する明確な異議が書面で送達されないかぎり、口座通知書の発送の日から40日 (それに送達のために必要な合理的期間が加算される) 後に、口座主は、その口座通知書を留保なしに承認したものとみなされ、口座を構成する個々の項目に同意したものとみなされる。

③ 記載もしくは計算の誤謬または記載の脱漏もしくは重複の場合には、口座主は口座報告書の発送の日から6カ月以内に適切に異議を申し立てなければ異議を主張することができなくなる。その場合には、銀行も、同じ原因にもとづき、不当な貸方記入について、それにつき通常の時効期間が経過するまでは、支払われるべき金額を返還請求することができる。

④ 銀行の帳簿および口座証書は、口座主に対する関係で、完全な (piena) 証拠として取扱われ、この関係には、自動現金カード (automatic cash point card) に関する Rules and Regulations 第8条第1項の規定によるそのカード

を通じての引落しが含まれる。

〔第9条〕 1年間睡眠口座になっており、その債権残高が100,000リラ以下であるときは、その口座には利息が付されず、かつ、銀行はそれにつき報告書を送付しないでよい。

〔第10条〕 外国通貨による当座勘定の場合および委託された為替譲渡のためには、銀行は、口座主に対して、その国の銀行に対する関係で、その通貨が法定通貨になっている国の銀行に対する関係で、口座主に対して、同一の価値を有する金額 (credit) を、処分できるようにするか (要求払いにより、または支払期日に)、または銀行の選択により、同一の銀行に宛てた小切手で処分できるようにする義務のみを負い、それ以外の義務を負わない。口座主は、不可抗力により、もしくは偶然に、またはイタリヤもしくは外国の当局の行為により、あるいは銀行の責に帰すべからざる原因により生じた義務、制限、または負担 (aggravio) の危険を負担する。

〔第11条〕 アメリカその他、小切手および手形の譲渡人が、支払後に、証書の形式的要件またはいずれかの裏書の真正さおよび完全性について異議が述べられた場合に償還することを担保する国の銀行の行為に関しては、小切手または手形の譲渡人は、いつでも、銀行にその取引先または支払人から同様の請求が到達した場合に、銀行の単なる要求により償還する義務を負う。

② さらに、譲渡人は、償還請求の資格および証拠のために、それぞれの国に応じて、それらの目的にふさわしい証券および信用証券の代替物に引受 (ac-

cettare) をする義務を負う。

〔第12条〕 共同口座については、別段の合意がないかぎり、連絡、通知および口座報告書（抜粋書）の送付は、共同口座主の1人に対してすればよく、その場合には、他の共同口座主に対する関係でもその効力が生ずる。

② 他の共同口座主を代理して行為をする権限を与えられる者は、全員から書面により指名されなければならない。この権限の撤回は、共同口座主の1人だけであることができるが、その修正は全員でしなければならない。代理権の撤回、修正または放棄については、第1条第2項の規定が適用される。

③ 代理権のその他の中断の理由がある場合には、それが単に共同口座主1人に関するものであるときにも効力を生ずる。いずれの場合にも、第1条第3項の規定が適用される。

〔第13条〕 別々に取引をする権限を有する者の共同口座にあっては、共同口座主がそれぞれ別々に口座資金を処分することができ、その場合には銀行は他の共同口座主に対する関係でも免責される。このような別々に口座資金を処分し得る権限の修正または撤回は、銀行がすべての口座主からの書面による指示を受け取った場合にのみ有効である。

② いかなる場合にも、すべての共同口座主は、マイナスの残高について、それがいかなる理由によって生じたものであるかを問わず、その1人の行為によって生じたものであっても、銀行に対して連帯して責任を負う。

③ イタリア民法第190条(3)に違反した場合には、銀行は、主要な争点および付随的争点のいずれについても、債権の全額の満足を得るために、共同口座主

のそれぞれの動産 (beni personali) に対して執行することができる。

〔第14条〕 前条に定める共同口座主の1人の死亡または能力喪失の場合には、残りの共同口座主が別々に資金を処分する権限を有する。死亡した共同口座主の権限は、その相続人が保有し（相続人は共同で権限を行使しなければならない）、無能力者 (interdetto o inabilitato) の権限は法定代理人が保有する。

② 前項の場合において、1人が書留郵便で異議を通知した場合には、銀行は、すべての取引につき、すべての口座主ならびに相続人および無能力者の法定代理人の共同によることを求めなければならない。

〔第15条〕 ①資金を処分し得る口座主の権限が消滅した場合の口座主が振出した小切手の支払は、次の定めによる。

a) 口座主または銀行からの当座勘定契約またはそれに付随する小切手契約の解除の場合には、銀行は解除の効力が生じた日より後の日付で振出された小切手については、第7条第6項による支払をする義務を負わない。

b) 銀行が信用供与を解除した場合には、口座主は、解除の通知を受け取る前に発行した小切手でまだ呈示されておらず、かつ、呈示期間がまだ経過していないものの支払に必要な資金を直ちに提供しなければならない。

c) 銀行は、未確定でまだ請求できない債権 (non liquide ed esigibil) で相殺する意思を有している場合には、口座主が振出した小切手であって、口座主が銀行から相殺の意思の通知を受け取った日より後の日付のものについては、口座で処分し得る資金が不足するようになる限度では支払をする義務を負わない。

② これに反して、銀行が第6条c)によって信用供与を解除する通知をした場合には、相殺は、解除の通知が口座主によって受領された時に効力が生じ、この場合には、口座主は、その通知を受け取る以前に振出された小切手であって呈示期間を経過していないものの支払に必要な資金であって、相殺によって不足するものを、その相殺の結果、不足する限度で直ちに口座に入金しなければならない。

③ 顧客は、期限到来した債権について法定相殺がなされた場合にも同様の義務を負う。

④ 本条の規定は、共同口座についても適用される。

〔第16条〕 銀行は、いつでも当座勘定に関する規定を変更することができる。これに関する通知は、銀行が普通郵便によって口座主から銀行に登録されている最後の住所にあってなされるか、または (oppure) 銀行の店舗内における掲示 (esposto nei locali dell Azienda) もしくは地方紙による公告によってなされ、その効力は、これらの通知または掲示に記された効力発生日に生ずる。

〔第17条〕 口座主からの通知は、その誤謬、不着および遅延から生ずる結果に関し、口座主の危険においてなされる。

② 銀行は、第三者に帰すべき事由または銀行の責に帰すべからざる事由によって、指示または取引が履行されなかったことによる責任を負わない。

〔第18条〕 口座主の口座に関して銀行によってなされた取引に対する異議は、その取引に関してなされた通知を入手したら直ちに、その入手した通知と

同じ方法で、手紙または電報で入手したなら、それぞれ手紙または電報で、なされなければならない。

② 異議の手紙または電報が到達するのに通常必要な期間が経過したときは、銀行によってなされた取引は同意されたものと認められる。

〔第19条〕 銀行は、口座主によって委任されたことを引受けるか断るかを決定する権限を有する。

② 口座主によってなされた委任に関しては、銀行は、イタリア民法第1717条(4)にもとづき、銀行自身の提携先——必ずしも銀行とは限られない——に対して、自己に代って事務を執行させることができる。

③ 口座主からの特別の指示がない場合には、支払または交換の執行の方法は、銀行が属する協会のその分野で使用する手続に従い銀行が決定する。

④ 銀行のサービス業務については、口座主は、そのサービス業務（手形および証券の取立、証書による信用供与、利札(cedole)および債券の取立、保管および債券保護預り等）について決められた規則および条件を当然に承認したものとみなされる。

〔第20条〕 当座勘定その他のいかなる関係のものであれ、顧客と銀行との間に生ずる紛争については、その関係が生じた本店・支店のある地の管轄裁判所が権限を有する。

② 上述の関係 (detti rapporti) およびこの文書 (presante) の使用に要する費用および税金 (onori fiscal) は顧客が負担するものとする。

〔第21条〕 確定期限の当座勘定取引においては、その拘束期間は、すべての貸方に記入された金額の継続期間と同様とする。拘束期間の経過により、それぞれの振込 (versamento) における小切手の基準日 (valuta assegnata) の適用の日が始まり (prende inizio)、第4条の規定に従って効力を有する。

② 当事者の一方から支払期日の少なくとも3日前に取引の解除の書面による予告が来ないときは、預金額は、利息が元金に組入れられて定期預金とされ (vincolo)、次に来る支払期日に同様に前と同じ期間で当然に更新されるものとする。

③ 銀行からの解約通知 (disaetta) は、銀行からの他の通知と同じように、第2条に規定された住所に送付されれば、顧客が認識したものと認められる。

④ 確定期限の当座勘定口座の報告書は、第8条に規定されたと同様の効力のある承認のために、毎年12月31日に顧客に送付されるものとする。

附 I 本規則に引用されているイタリア民法の条文

(風間鶴寿訳 全訳イタリア民法典〔追補版〕法律文化社による)

(1) 第1829条 (第三者に対する債権)

当事者の反対の意思が明らかでない場合には、第三者に対する債権の勘定への組入れは「取立安全保証」の約款つきでなされたものと推定される。かかる場合において、その債権が満足されない場合には、その受領者はその取立てのために行動するかそれとも振込をした者を元の権利に戻して勘定からその分を消去するかを選択権を有する。その債務者に対する訴権を行使して実効を収めなかった後でも勘定からその分を消去することができる。

(2) 第1713条 (計算報告の義務)

受任者は委任者にその事務の計算を報告し且つ委任に基づいて受け取ったすべてのものを委任者に引渡すことを要する。

計算報告の義務からの前もってなされた免除は受任者が悪意または重大な過失について責に任ずべき場合にはその効果を有しない。

(3) 第190条 (嫁資の譲渡の無効)

夫はその婚姻継続中、設定行為において許されていないまたは裁判所によって許可されていない嫁資の譲渡もしくは義務づけを無効と宣言せしめることができる。同様の権利は婚姻解消後も妻に属する。

他方の契約者は、彼の支払ったところのものが、妻またはその家族の利益に転用された限度においてでなければ、無効と宣言された契約の効力によって支

払ったところのものの償還せらるべきことを主張することはできない。夫は、しかし、その契約した者に対し、その契約において財物が嫁資であったことを表示しなかった場合には、その損害について責に任ずる。

譲渡または義務づけの無効の宣言は、第三者たる契約者によっては要求されることができない。

(4) 第1717条 (受任者の代行者)

委任の実行において、許可されることなくまたはその任務の性質上それを必要としないのに他の者をして自己に代わらしめた受任者は、その代行した者の仕事につき責に任ずる。

委任者が人を指示することなく代行を許可した場合には、受任者はただその選任において過失があるときだけ責に任ずる。

受任者は代行者に分与した指図につき責に任ずる。

委任者は受任者を代行した者に対し直接に行動することができる。

附II 〔参考〕 イタリア民法の関係する条文

(風間鶴寿訳 全訳イタリア民法典〔追補版〕法律文化社による)

第四編 債務関係

第一章 債務関係一般

第四節 履行と異なる債務関係消滅の態様

第三 相殺

第1241条 (相殺による消滅)

2人の者が互に債務を負う場合には、後数条の規範に従い、これら2個の債務はその対等額について消滅する。

第1242条 (相殺の効果)

相殺はその同時存在の日から2個の債務を消滅させる。裁判官は職権をもってそれを採用することはできない。

消滅時効は、2個の債務の同時存在が実現した時に完成されていない場合には、相殺を妨害しない。

第1243条 (法定および裁判上の相殺)

相殺はただ一定額の金銭または同種の一定量の代替物をその目的として有しかつ等しく決済可能でありまた請求可能の2個の債務の間でのみ行われる。

相殺における反対債務が決済可能ではないがしかしその決済が安易且つ速かになし得るものである場合には、裁判官はその事情の存在を認める債務の一部

について相殺を宣言しかつ相殺における反対債権の確認まで決済可能の債権につき有責の言渡しを停止することもできる。

第1252条（任意の相殺）

相殺はたとえ前数条に定められている諸条件が競合していない場合においても当事者の意思によってこれを行うことができる。

当事者はかかる相殺の諸条件を予め定めることもできる。

第三章 個々の契約

第一六節 当座勘定

第1832条（勘定の承認）

当座勘定の当事者の一方から、他方に送付された決算書は、約定の期間内もしくは慣習上の期間内に、またそうでない場合には四囲の事情により相当と思われ得る期間内に、異議の申立てのないときは、承認されたものと解される。

勘定の承認は記入または計算の誤り、脱漏または二重記入によりこれを否認する権利を阻害しない。否認は、書留郵便の方法をもって送付さるべき勘定閉鎖の清算に関する決算書の受領の日から6カ月内に提起されることを要し、そうでなければ失権する。

第1833条（契約の解消）

契約が期間の定めのないものである場合には、各当事者は、少なくとも10日前に予め通知して、勘定の各閉鎖毎に契約を解消することができる。

当事者一方の禁治産、準禁治産、支払い不能または死亡の場合には、当事者または相続人は契約解消の権利を有する。

契約の解消は新振込み分の勘定への組入れを妨げるが、しかし残額の支払いは第1831条によって定められた期間の満了の後でなければこれを要求することはできない。

第三章

第一七節 銀行契約

第三 当座貸越の開設

第1845条（契約の解消）

反対の特約ある場合を除き、銀行は期限の到来前は、正当な理由がない限り、契約を解消することはできない。

契約の解消は、直ちに与信の利用を停止させるが、しかし銀行は利用された金額およびそれと関連する従たるものの返還については少なくとも15日の期限を付与することを要する。

与信の開設が期間の定めのない場合には、各当事者は、契約、慣習によって定められた期間または、そのない場合には、15日の期間の予告をもって、契約を解消することができる。

以 上